**助成金申請業務申込書**

**第１条．受給保証**

本書は御社が希望される助成金受給を**保証するものではありません**。仮に助成金が受給できない場合でも、当社では一切の責任を負いかねます。ただし助成金の申請期日内に申請できる状態にも関わらず、当社が申請を失念した場合を除きます。

**第２条．報酬（税別）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 助成金種類 | 計画認定手数料（着手時） | 報酬額（受給時） |
| キャリアアップ助成金（正規転換） | 25,000円 | 受給額の20%（成功報酬） |
| 特定求職者雇用開発助成金 | なし | 受給額の20%（成功報酬） |

※上記に記載がない助成金については個別に手数料・報酬額を案内いたします。

**第３条．申込みの解除**

１．着手金を含め、受領済み報酬の返還請求には応じかねます。また正当な理由なく業務途中の解除を希望される場合、第２条で想定される

**当社報酬見込み額**をお支払い頂きます。

２．業務遂行が困難であると当社が判断するに足る正当な理由があるとき、委託業務を解除する場合があります。その場合受領済みの

着手金を返還し、現況報告を行います。

３．助成金申請にあたり各種法令に反する要望には一切応じかねます。また、法令順守にご協力いただけない場合は委託業務を解除する場合があります。その場合受領済みの着手金は返還いたしません。

1. 必要資料を御社よりご提供いただく場合、ご提供いただいた資料の不備によって受けた不利益の責任は一切応じかねます。

**第４条．着手金・成功報酬の支払時期**

１．着手金については当申込書を送りいただいた後、最初の顧問料引き落とし時に併せてお支払い頂きます。成功報酬については助成金の入金があった後、最初の顧問料引き落とし時に併せてお支払い頂きます。

２．助成金支給申請を実施した後助成金入金時までに顧問契約が終了する場合、顧問契約終了時に第２条で想定される**当社報酬見込み額**をお支払い頂きます。

**第５条．情報提供**

助成金センターより御社に各種通知や入金等があった場合、すみやかに当社担当宛に情報提供をお願い致します。

**第６条．申請する助成金の種類**

助成金名称：キャリアアップ助成金

以上の概要説明を確認し、貴所に助成金申請業務を委託します。

令和　　　　年　　　　月　　　　日

（宛）社会保険労務士法人タスクマン合同法務事務所

大阪市中央区瓦屋町3-7-3イースマイルビル

（電話）06-7739-2538

（FAX）06-7739-2539

御社名

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（宛）　　タスクマン合同法務事務所

　　　　大阪市中央区瓦屋町3-7-3イースマイルビル

　　　（電話）06-7739-2538　（FAX）06-7739-2539